

山梨県公報

第二千三百六十六号

平成二十五年

十一月七日

木曜日

目次

告示

○救急病院等の認定……………七二五
○道路の区域変更……………七二五

公告

○指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知(三件)……………七二五
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………七二八
○開発行為に関する工事の完了について……………七二九
○公安委員会
○山梨県警察の留置施設の実地監査に関する規則……………七一九

告示

山梨県告示第三百五十八号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。
平成二十五年十一月七日

山梨県知事 横内正明

一 救急病院の名称及び所在地

名称	所在地
北杜市立塩川病院	北杜市須玉町藤田七百七十三番地

二 認定期間

平成二十五年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで

山梨県告示第三百五十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十五年十一月二十八日まで一般の縦覧に供する。
平成二十五年十一月七日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 葦崎増富線
- 三 道路の区域

区間	新旧の別		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	新	旧		
北杜市明野町浅尾新田字古屋敷四一三一番の二地先から 北杜市明野町浅尾新田字古屋敷四一三五番の一地先まで	八・三 八・七	八・一 八・二	(メートル)	一八・七

公告

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を身延町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
平成二十五年十一月七日

山梨県知事 横内正明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡身延町大塩字直路沢三二〇七	泰平物産株式会社
南巨摩郡身延町打沢字高ヒザ一七四二、一七五二、依田一男	

南巨摩郡身延町中山字松山三五〇三、三五〇九	加賀美昌司
南巨摩郡身延町中山字松山三一三五	加賀美和彦
南巨摩郡身延町夜子沢字越道四六一、四六二、五二二	岩森富美子
南巨摩郡身延町下田原字廣反歩一二六一	宮井義孝
南巨摩郡身延町宮木字大醍醐二八九八	近藤登志雄
南巨摩郡身延町宮木字遠藤六一五の二	高野孝
南巨摩郡身延町宮木字大醍醐二八九七	高野兵吉
南巨摩郡身延町伊沼字樋ノ入八八一から八八四まで、八八六、八八七、飯富字所久保六四〇	佐野吉彦
南巨摩郡身延町飯富字所久保六三九	佐野十三雄
南巨摩郡身延町伊沼字樋ノ入九一三、九二〇	佐野正博
南巨摩郡身延町伊沼字滝沢一二九五	佐野仙次
南巨摩郡身延町手打沢字南城房七二三	山下都子
南巨摩郡身延町伊沼字樋ノ入九一四	若宮喜一
南巨摩郡身延町下田原字深町五六五	若林雅子
南巨摩郡身延町下田原字一枚山一三二、一六〇、字花草里二五七五、二五七六	若林賢明
南巨摩郡身延町下田原字沢田三二三	若林正彦

南巨摩郡身延町下田原字花草里二六二八から二六三三〇まで、二六三二、二六三三	若林晏育
南巨摩郡身延町夜子沢字板取久保九七一	秋山智経
南巨摩郡身延町福原字上ノ山七九六	深松忠理
南巨摩郡身延町手打沢字打越一四八一	深沢克康
南巨摩郡身延町伊沼字滝沢一二八三、一二八四	深沢宗太郎
南巨摩郡身延町手打沢字高ヒザ一七五六の二	深沢勝徳
南巨摩郡身延町手打沢字高ヒザ一七三五の内一、一七三七、一七三八	深沢政春
南巨摩郡身延町下田原字廣反歩一二七六	赤井弘人
南巨摩郡身延町下田原字廣反歩一二七二	赤井貞夫
南巨摩郡身延町手打沢字縄切一五九七の一、一五九七の二	津島オタイ
南巨摩郡身延町伊沼字樋ノ入九一一、九二二	藤井正次
南巨摩郡身延町下田原字一枚山一四九、一五一、一五一の二	二宮利夫
南巨摩郡身延町夜子沢字大平三七九	幡野正己
南巨摩郡身延町梨子字日向八八七	樋川興正
南巨摩郡身延町伊沼字樋ノ入九〇九	保坂一郎
南巨摩郡身延町下田原字花草里二五六九、二五七三、二五七四、二五九〇、二六三六	望月英雄

南巨摩郡身延町矢細工字藤藪一〇九四	望月正男
南巨摩郡身延町夜子沢字大平三四六、三四七、三八一、三八二	望月清志
南巨摩郡身延町矢細工字藤藪一〇六一、一〇六三	望月房子
南巨摩郡身延町夜子沢字越道四五〇、四五〇の乙、四五一、四五二	望月榮子
南巨摩郡身延町宮木字大醍醐二八八九の一、二八九九、二九〇四	遠藤恒由、遠藤善治、桐林明人、小林新一、近藤清孝、近藤忠、近藤正江、櫻田勝代、高野孝、依田と志江

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
身延町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示
平成二十五年九月三十日山梨県告示第三百十号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、

通知の内容を身延町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十五年十一月七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡身延町日向南沢字日向五七三八、五七三九、五七四二、五七四三	北原富子、高塚照子、樋川忠、樋川豊、樋川一美
南巨摩郡身延町下田原字廣反歩一三三二	山下君枝、宮井雪枝、宮井よ志子
南巨摩郡身延町矢細工字中井尺三三三三、字平須境二九三六	佐藤勝良
南巨摩郡身延町矢細工字久保七八四	佐野正康
南巨摩郡身延町矢細工字水上三三五九、字中井尺三三七、三三四三	佐野長男
南巨摩郡身延町矢細工字鳥屋一七八四、一七八五、一七八七、一七八八	佐野美恵子
南巨摩郡身延町矢細工字久保七八〇	佐野百男
南巨摩郡身延町矢細工字久保七八二、七八三、七八七の二、八二八、八三一、字水上三三五二、三三五五、三三五六から三三五八まで、三三六一	佐野榮
南巨摩郡身延町下田原字廣反歩一三三九の一、一三五〇の一	若林雅子
南巨摩郡身延町平須字瀧ノ下二九〇二	秋山道男
南巨摩郡身延町矢細工字東山一七五四	上杉好光

南巨摩郡身延町夜子沢字馬場四六一六	幡野正己
南巨摩郡身延町下田原字林久保二三三四六	望月一二三
南巨摩郡身延町矢細工字久保八三〇、字水上三三三五	望月勉

○ 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

二 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
身延町（次の図に示す部分に限る。）

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示
平成二十五年九月三十日山梨県告示第三百十一号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を富士川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
平成二十五年十一月七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡富士川町高下字森の沢三三五七	川口治郎左衛門

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
富士川町（次の図に示す部分に限る。）

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示
平成二十五年九月三十日山梨県告示第三百十二号

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
平成二十五年十一月七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

昭和町河西字大林四九五の三、四九五の七、四九五の八、四九五の九、四九五の一〇、四九五の一、五〇四の一、五〇四の二、五〇四の三、五〇四の四、五〇四の五、五〇四の六、五〇四の七及び五〇四の八の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置 及び 区域
道 路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び昭和町役場

に備え置いて縦覧に供する。)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡昭和町飯喰四百十八番一 有限会社不動産かたやま 取締役 片山 卓見

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十五年十一月七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

笛吹市一宮町東原字南林八九九の一、八九九の二、九〇〇の一、九〇〇の四、九〇〇の五、九〇二の一、九〇二の二、九〇七の四、九一一の六、九一一の八及び九一二の一の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

笛吹市一宮町東原九百番地 株式会社山梨サンエー 代表取締役 小宮山 由美

公安委員会

山梨県公安委員会規則第七号

山梨県警察の留置施設の実地監査に関する規則を次のように定める。

平成二十五年十一月七日

山梨県公安委員会

委員長 櫻 井 洋

山梨県警察の留置施設の実地監査に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第十八条の規定に基づき、留置施設の実地監査（以下「実地監査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（実施項目）

第二条 実地監査は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 留置施設の管理運営に関すること。

二 被留置者の処遇に関すること。

（実施方法）

第三条 実地監査は、関係者からの聴取り、書類の閲覧、実地の視察その他適当な方法

により実施するものとする。

（実施）

第四条 実地監査は、毎年度一回以上、全ての留置施設において実施しなければならない。

（実施計画）

第五条 警察本部長（以下「本部長」という。）は、実地監査計画を作成したときは、これを公安委員会に報告しなければならない。

（報告）

第六条 本部長は、公安委員会に対し実地監査を実施したときは、その結果を取りまとめ、公安委員会に報告しなければならない。

（細目）

第七条 この規則に定めるもののほか、実地監査の実施に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番